

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年4月17日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラファンドマスタース世界債券Aコース ノムラファンドマスタース世界債券Bコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ノムラファンドマスタース世界債券Aコース 2兆円を上限とします。 ノムラファンドマスタース世界債券Bコース 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2024年10月17日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況
第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2025年2月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

<更新後>

世界の様々な債券 に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

「世界の様々な債券」とは、世界の国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などを指します。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を含みます。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

[Aコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。

実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。

上記に類するもの。

[Bコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。

上記に類するもの。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC(適格機関投資家専用)	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)
ノムラ・ブラックロック米国債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	ノムラ・ブラックロック米国債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
ノムラ・マッコーリー豪州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	ノムラ・マッコーリー豪州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC<外国籍投資信託>	NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFD<外国籍投資信託>
フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFD(適格機関投資家専用)
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>

野村エマーシング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマーシング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC < 外国籍投資信託 >	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD < 外国籍投資信託 >
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC < 外国籍投資信託 >	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD < 外国籍投資信託 >

前述の指定投資信託証券の一覧は2025年4月17日現在です。

今後、前述指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」と「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。本書では、これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC/FD」と表記する場合があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

「FC」は原則として為替ヘッジ等を行ない、「FD」は原則として為替ヘッジを行ないませんが、その他の実質的な運用方針は基本的に同一です。なお、Aコースは「FC」を、Bコースは「FD」を組み入れます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲

げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま
す。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益
証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し
条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができ
ものとしします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ
なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法
人、信託報酬等について、2025年4月17日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に
時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があり
ます。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資
信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券
に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC / FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC(「FC」といいます。)はブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)¹を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(「FD」といいます。)はブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)²を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

- 1 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「ブルームバーグ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- 2 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「ブルームバーグ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB - 格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラ - ブラックロック米国債券ファンドFC / FD (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - ブラックロック米国債券オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国ドル建の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - ブラックロック米国債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。またノムラ - ブラックロック米国債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

1「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2「ブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）」はブルームバーグ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(2025年4月10日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.38%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、主として、()米国の国債(政府機関債を含む。以下同じ。)(以下「米国国債」といいます。)、()会社およびその他の発行体によって発行された債券(以下「社債」といいます。)および()下記に規定しているアセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。

マザーファンドにおいては、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。

マザーファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。

- () 相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- () デュレーション管理
- () 個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
- () 徹底した信用分析

マザーファンドにおける米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。

マザーファンドにおける社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。

アセット・バック証券とは、主として米国ドル建のモーゲージ・バック証券(「MBS」)、コマーシャル・モーゲージ・バック証券(「CMBS」)、(狭義

の)アセット・バック証券(「ABS」)およびこれらに類似した証券などを総称していいます。マザーファンドにおけるアセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。

マザーファンドにおけるファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいて投資する証券は、主として、投資適格格付(BBB-、Baa3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上(B-、B3ないしは同等の格付、もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるもの)の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

マザーファンドにおいて投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.)にマザーファンドの海外の公社債等(短期金融商品を含む)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ります。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとな

た場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラ - マッコリー豪州債券ファンドFC / FD(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - マッコリー豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - マッコリー豪州債券ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ - マッコリー豪州債券ファンドFD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

1 「ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - マッコリー豪州債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2006年9月14日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	マッコリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.55%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分(=リスク・バジェットing)を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分(種別の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないません。

NPEB バン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

ファンドの設定日(2015年4月9日)から149年

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46%(年率)とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。

FC の実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りは行いません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFC / FD (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるフランクリン・templton・豪ドル債券マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)を参考指標として運用します。また、フランクリン・templton・オーストラリア債券ファンドFD(「FD」といいます。)

は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)^{*}を参考指標として運用します。

^{*}(為替ヘッジなし、円換算ベース)とは、委託会社が同インデックスを円ベースに換算したものです。

「Bloomberg^(R)」およびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

各ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・豪ドル債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2022年10月13日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティール・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.47%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

豪ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券及び資産担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

投資を行う公社債は、取得時において、原則として格付機関からA - / A3以上の格付を付与されたものとします。

デュレーション・コントロール、セクター配分、銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得を目指します。

シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)を活用したデュレーション・コントロールを行います。ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドにおいては、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

株式(新株引受権証券等を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(親投資信託および上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」はブルームバーグ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)」は、ブルームバーグ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年10月6日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Allspring Global Investments, LLC

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.35%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・米国総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、汎欧州通貨建ての債券(以下、「欧州債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」はブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年10月6日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Insight Investment Management (Global) Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.45%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

汎欧州通貨建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

汎欧州通貨建ての債券(以下、「欧州債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、欧州債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称

投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
PGIM, Inc.
MacKay Shields LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.55%以内(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC(「FC」といいます。)は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD(「FD」といいます。)は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース)」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Threadneedle Asset Management Limited
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村エマージング債券ファンドFC / FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）²をベンチマークとします。

1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global（US\$ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Global（US\$ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2007年10月11日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2)投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行いません。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行いません。

・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします(OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)

・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。

・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

FCにおける、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)¹ をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」はJP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Pacific Investment Management Company LLC
Marathon Asset Management, L.P.
MetLife Investment Management, LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.60%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券（以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）¹ を参考指数とします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Wellington Management Company LLP

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

指数の著作権等について

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)(以下、当該指数といいます。)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーが、当該指数に対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、当該指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、当該指数、または当該指数に関連するデータもしくは価値または当該指数から得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、当該指数の商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、当該指数またはこれに関連するデータもしくは価値に関して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません(これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。)。当該指数のいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨(すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関係するその他の取引を実行するか否かの推奨)またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。当該指数から得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。当該指数が提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の野村アセットマネジメント株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびに当該指数のライセンス付与のみであり、当該指数は、野村アセットマネジメント株式会社またはノムラ - マッコリー豪州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)(以下、当該プロダクトといいます。)を考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、当該指数の決定、構成または算出において、野村アセットマネジメント株式会社または当該プロダクトの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。当該プロダクトは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売しまたは促進するものではありません。

ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。「ICE BofA US High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

ICE BofA European Currency High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、英ポンド、ユーロ建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(JP Morgan GBI-EM Global Diversified)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

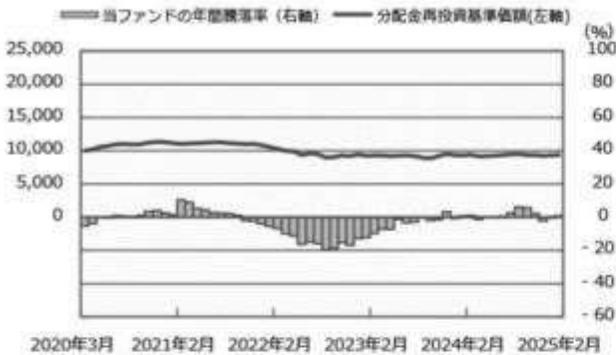
3 投資リスク

< 更新後 >

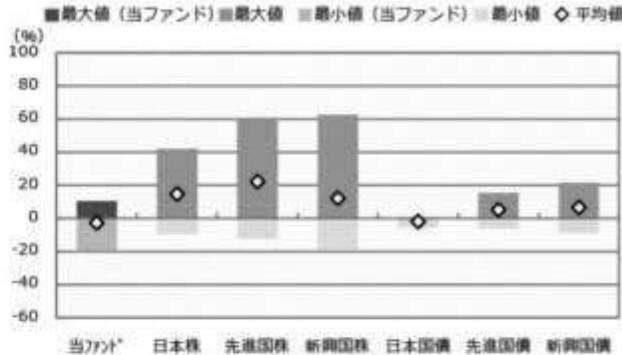
■ リスクの定量的比較 (2020年3月末～2025年2月末：月次)

IAコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



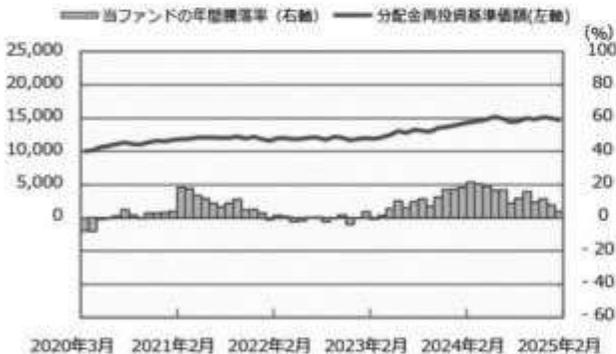
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△19.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値 (%)	△2.7	14.8	22.2	12.2	△1.9	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

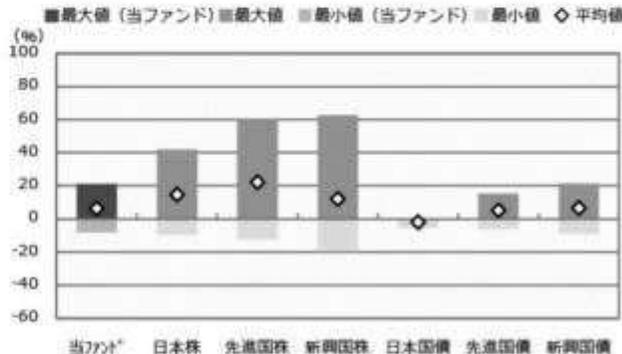
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

IBコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△8.2	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値 (%)	6.3	14.8	22.2	12.2	△1.9	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
 - MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
 - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.825%（税抜年0.75%）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

＜信託財産の純資産総額＞ ＜委託会社＞ ＜販売会社＞ ＜受託会社＞

500億円以下の部分	年0.36%	年0.36%	年0.03%
500億円超の部分	年0.37%	年0.36%	年0.02%

「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途がかかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.40% ± 0.10%程度

* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります。これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

* 上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2025年4月17日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(5) 課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され

た公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

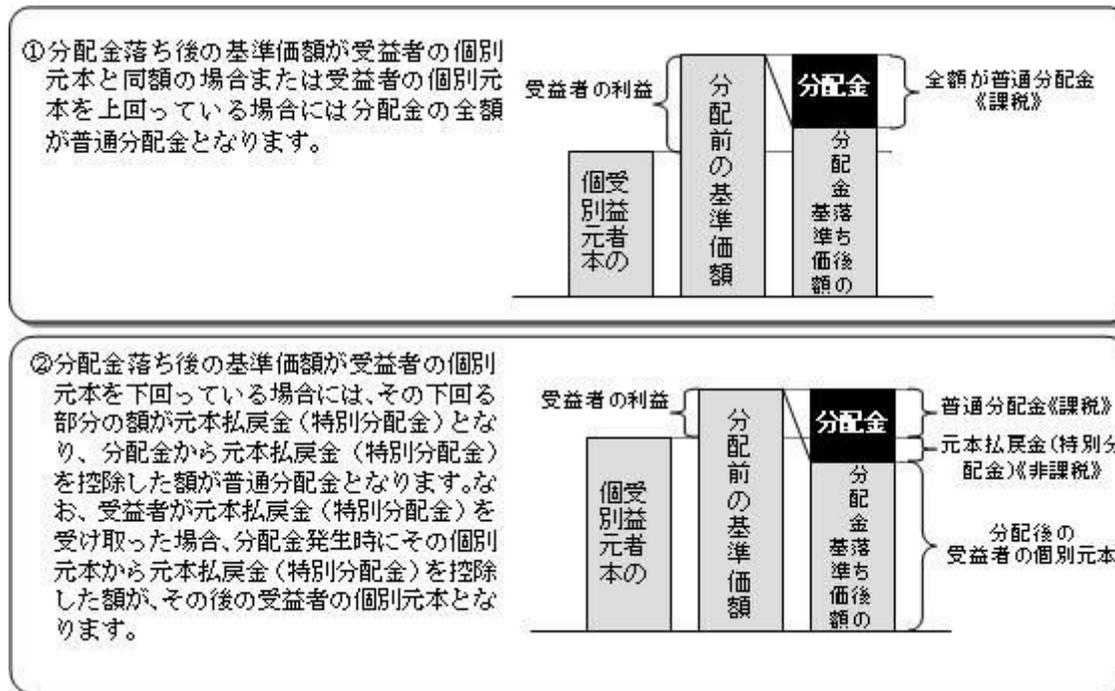
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりませんので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

上記は2025年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

< 更新後 >

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
Aコース	1.52	0.83	0.00	0.54	0.15
Bコース	1.51	0.83	0.00	0.54	0.14

(2024年1月23日～2024年7月22日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 運用状況

以下は2025年2月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	140,508,595	23.49
	ケイマン諸島	452,966,116	75.72

	小計	593,474,711	99.21
現金・預金・その他資産（負債控除後）		4,680,032	0.78
合計（純資産総額）		598,154,743	100.00

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,315,188,021	22.64
	ケイマン諸島	7,781,640,125	76.10
	小計	10,096,828,146	98.74
現金・預金・その他資産（負債控除後）		128,113,342	1.25
合計（純資産総額）		10,224,941,488	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国ハイ・イー ルド・ボンドFC	12,944	8,334	107,875,296	8,357	108,173,008	18.08
2	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 欧州債券FC	10,311	9,209	94,953,999	9,274	95,624,214	15.98
3	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国債券FC	14,397	6,186	89,059,842	6,248	89,952,456	15.03
4	日本	投資信託受 益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタ ムBM型）FC（適格機関投資家専 用）	6,141	9,639	59,193,099	9,737	59,794,917	9.99
5	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	NPEBバン・ヨーロピアン・ボン ド・ファンドFC	6,057	7,899	47,844,243	7,930	48,032,010	8.03
6	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 欧州ハイ・イー ルド・ボンドFC	4,888	8,466	41,381,808	8,471	41,406,248	6.92
7	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国債券FC	5,279	7,642	40,342,118	7,756	40,943,924	6.84

8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・マッコリー豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	4,126	8,652	35,698,152	8,704	35,912,704	6.00
9	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	2,922	10,332	30,190,104	10,383	30,339,126	5.07
10	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FC	7,612	3,779	28,765,748	3,788	28,834,256	4.82
11	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプレトン・オーストラリア債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	1,188	10,094	11,991,672	10,175	12,087,900	2.02
12	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプレトン・米 国債券コア・プラスFC（適格機関 投資家専用）	459	5,094	2,338,146	5,172	2,373,948	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.21
合 計	99.21

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	125,067	14,822	1,853,743,074	14,690	1,837,234,230	17.96
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FD	106,614	15,105	1,610,404,470	15,079	1,607,632,506	15.72
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FD	135,371	11,363	1,538,220,673	11,340	1,535,107,140	15.01
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	72,460	13,847	1,003,353,620	13,745	995,962,700	9.74
5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FD	47,841	16,849	806,073,009	16,885	807,795,285	7.90
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD	79,983	10,106	808,308,198	9,985	798,630,255	7.81
7	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD	52,091	13,497	703,072,227	13,390	697,498,490	6.82
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・マッコリー豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	56,994	10,739	612,058,566	10,541	600,773,754	5.87

9	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	34,917	14,901	520,298,217	14,717	513,873,489	5.02
10	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FD	81,211	6,191	502,777,301	6,129	497,742,219	4.86
11	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンブルトン・オーストラリア債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	18,282	11,154	203,917,428	10,963	200,425,566	1.96
12	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）	403	10,328	4,162,184	10,304	4,152,512	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.74
合計	98.74

投資不動産物件

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券 B コース

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券 B コース

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第22特定期間 (2015年 7月21日)	1,218	1,221	1.0882	1.0912
第23特定期間 (2016年 1月20日)	1,306	1,310	1.0354	1.0384
第24特定期間 (2016年 7月20日)	1,366	1,370	1.0987	1.1017
第25特定期間 (2017年 1月20日)	1,436	1,440	1.0703	1.0733
第26特定期間 (2017年 7月20日)	1,456	1,460	1.0758	1.0788
第27特定期間 (2018年 1月22日)	1,424	1,428	1.0651	1.0681
第28特定期間 (2018年 7月20日)	1,360	1,364	1.0241	1.0271
第29特定期間 (2019年 1月21日)	1,134	1,138	0.9945	0.9975
第30特定期間 (2019年 7月22日)	1,107	1,111	1.0247	1.0277
第31特定期間 (2020年 1月20日)	1,041	1,044	1.0193	1.0223
第32特定期間 (2020年 7月20日)	985	988	0.9872	0.9902
第33特定期間 (2021年 1月20日)	999	1,001	1.0115	1.0145
第34特定期間 (2021年 7月20日)	961	964	0.9894	0.9924
第35特定期間 (2022年 1月20日)	892	895	0.9384	0.9414
第36特定期間 (2022年 7月20日)	715	718	0.7935	0.7965
第37特定期間 (2023年 1月20日)	705	707	0.7856	0.7876
第38特定期間 (2023年 7月20日)	669	670	0.7601	0.7621
第39特定期間 (2024年 1月22日)	646	648	0.7475	0.7495
第40特定期間 (2024年 7月22日)	621	623	0.7365	0.7385
第41特定期間 (2025年 1月20日)	594	595	0.7213	0.7223
2024年 2月末日	642		0.7441	
3月末日	644		0.7496	
4月末日	627		0.7303	
5月末日	624		0.7308	
6月末日	619		0.7326	
7月末日	621		0.7374	

8月末日	625		0.7438
9月末日	625		0.7476
10月末日	613		0.7334
11月末日	612		0.7328
12月末日	601		0.7240
2025年 1月末日	597		0.7256
2月末日	598		0.7296

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第22特定期間	(2015年 7月21日)	26,256	26,320	0.8209	0.8229
第23特定期間	(2016年 1月20日)	22,203	22,263	0.7358	0.7378
第24特定期間	(2016年 7月20日)	20,347	20,404	0.7162	0.7182
第25特定期間	(2017年 1月20日)	19,602	19,654	0.7471	0.7491
第26特定期間	(2017年 7月20日)	18,942	18,992	0.7629	0.7649
第27特定期間	(2018年 1月22日)	18,224	18,271	0.7698	0.7718
第28特定期間	(2018年 7月20日)	17,008	17,054	0.7409	0.7429
第29特定期間	(2019年 1月21日)	15,572	15,617	0.6996	0.7016
第30特定期間	(2019年 7月22日)	15,209	15,252	0.7119	0.7139
第31特定期間	(2020年 1月20日)	14,897	14,938	0.7288	0.7308
第32特定期間	(2020年 7月20日)	13,784	13,824	0.6939	0.6959
第33特定期間	(2021年 1月20日)	13,643	13,681	0.7139	0.7159
第34特定期間	(2021年 7月20日)	13,430	13,466	0.7316	0.7336
第35特定期間	(2022年 1月20日)	12,732	12,767	0.7147	0.7167
第36特定期間	(2022年 7月20日)	12,181	12,216	0.7033	0.7053
第37特定期間	(2023年 1月20日)	11,359	11,392	0.6766	0.6786
第38特定期間	(2023年 7月20日)	10,707	10,736	0.7361	0.7381

第39特定期間	(2024年 1月22日)	11,005	11,033	0.7791	0.7811
第40特定期間	(2024年 7月22日)	11,146	11,172	0.8389	0.8409
第41特定期間	(2025年 1月20日)	10,444	10,470	0.8093	0.8113
	2024年 2月末日	11,114		0.7915	
	3月末日	11,241		0.8033	
	4月末日	11,264		0.8096	
	5月末日	11,381		0.8215	
	6月末日	11,233		0.8418	
	7月末日	10,908		0.8231	
	8月末日	10,472		0.7935	
	9月末日	10,529		0.7996	
	10月末日	10,739		0.8226	
	11月末日	10,514		0.8096	
	12月末日	10,694		0.8270	
	2025年 1月末日	10,474		0.8143	
	2月末日	10,224		0.7976	

分配の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0180円
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0180円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0180円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0180円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0180円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0180円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0180円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0180円

第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0180円
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0180円
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0180円
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0180円
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0180円
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0180円
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0180円
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.0150円
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	0.0120円
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.0120円
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.0120円
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.0100円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0120円
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0120円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0120円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0120円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0120円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0120円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0120円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0120円
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0120円
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0120円
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0120円
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0120円
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0120円

第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0120円
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0120円
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.0120円
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	0.0120円
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.0120円
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.0120円
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

収益率の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

	計算期間	収益率
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.4%
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	3.2%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	7.9%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.9%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	2.2%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.7%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	1.1%
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	4.8%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	1.2%
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	1.4%
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	4.3%
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.4%
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	3.3%
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	13.5%
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.9%

第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	1.7%
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.1%
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.1%
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	収益率
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	3.2%
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	8.9%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	1.0%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6.0%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	3.7%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	2.5%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	4.0%
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	3.5%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	4.1%
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	3.1%
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	4.6%
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	4.2%
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.7%
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.1%
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	2.1%
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	10.6%
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	7.5%
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	9.2%

第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	2.1%
---------	-------------------------	------

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出してあります。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載してあります。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示してあります。

（４）設定及び解約の実績

ノムラファンドマスターズ世界債券 A コース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	38,081,989	3,190,511,313	1,119,824,995
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	195,318,251	53,577,230	1,261,566,016
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	23,311,601	41,024,847	1,243,852,770
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	151,803,383	53,766,262	1,341,889,891
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	245,379,421	233,237,418	1,354,031,894
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	9,179,204	26,116,114	1,337,094,984
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	13,392,387	21,618,241	1,328,869,130
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	6,577,562	194,352,948	1,141,093,744
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	7,445,099	67,433,259	1,081,105,584
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	18,692,290	78,435,166	1,021,362,708
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	6,247,514	29,705,827	997,904,395
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	20,409,680	30,680,562	987,633,513
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	4,783,940	21,021,736	971,395,717
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	6,550,780	27,093,155	950,853,342
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	2,855,962	51,561,872	902,147,432
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	18,677,073	22,908,355	897,916,150
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	1,372,998	19,043,280	880,245,868
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	7,894,059	23,282,087	864,857,840
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	2,544,959	23,021,122	844,381,677
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	3,876,560	23,560,289	824,697,948

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	40,441,773	2,261,822,180	31,985,227,395
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	53,274,464	1,862,229,576	30,176,272,283
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	70,795,711	1,836,862,338	28,410,205,656
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	34,745,165	2,208,241,441	26,236,709,380
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	19,504,455	1,426,543,147	24,829,670,688
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	30,230,575	1,184,185,913	23,675,715,350
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	29,875,437	747,964,602	22,957,626,185
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	23,678,687	721,556,373	22,259,748,499
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	17,514,924	912,368,282	21,364,895,141
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	14,677,280	938,474,452	20,441,097,969
第32特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	32,015,562	607,071,803	19,866,041,728
第33特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	16,465,765	772,108,027	19,110,399,466
第34特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	28,636,231	781,235,739	18,357,799,958
第35特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	12,524,478	556,124,300	17,814,200,136
第36特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	18,472,827	511,569,287	17,321,103,676
第37特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	18,748,447	551,015,530	16,788,836,593
第38特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	18,601,677	2,259,966,766	14,547,471,504
第39特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	16,382,294	438,151,492	14,125,702,306
第40特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	50,368,052	889,100,389	13,286,969,969
第41特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	11,604,427	393,928,163	12,904,646,233

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

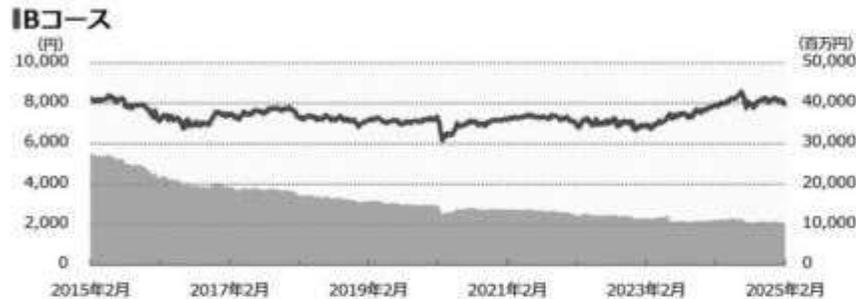
参考情報

< 更新後 >



運用実績 (2025年2月28日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

IAコース

2025年2月	10 円
2025年1月	10 円
2024年12月	10 円
2024年11月	20 円
2024年10月	20 円
直近1年間累計	210 円
設定来累計	6,020 円

IBコース

2025年2月	20 円
2025年1月	20 円
2024年12月	20 円
2024年11月	20 円
2024年10月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	8,841 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

IAコース

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ-米国ハイ・イールド・ボンドFC	18.1
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ-欧州債券FC	16.0
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ-新興国債券FC	15.0
4	ノムラ海外債券ファンド (カスタムBM型)FC (適格機関投資家専用)	10.0
5	NPEB/パン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC	8.0
6	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ-欧州ハイ・イールド・ボンドFC	6.9
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ-米国債券FC	6.8
8	ノムラ・マッコーリー・豪州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	6.0
9	野村エマーシング債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	5.1
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ-新興国現地通貨建債券FC	4.8

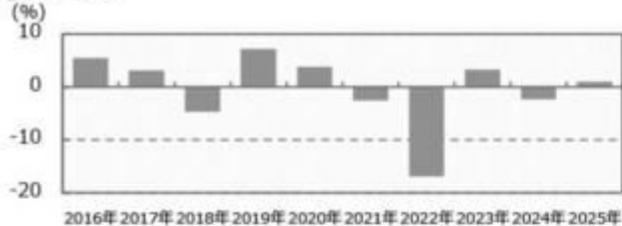
IBコース

56/121

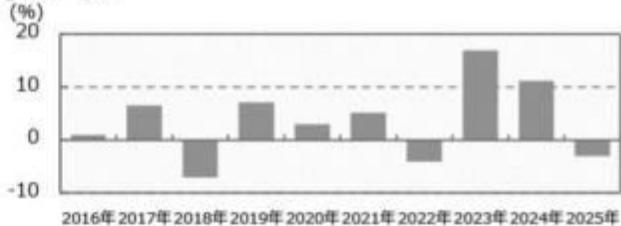
順位	銘柄	投資比率 (%)
----	----	----------

年間収益率の推移 (暦年ベース)

IAコース



IBコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

—

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

お申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

(4) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(5)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定

に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。

上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

(11) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

お申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

(4) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(5) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(7) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8) スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(9) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

(11) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 換金（解約）手続等

< 訂正前 >

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

-

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(5) 換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(5) 換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約

款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース
ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年7月23日から2025年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	前期 (2024年 7月22日現在)	当期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,845,629	10,604,233
投資信託受益証券	617,560,676	588,245,174
未収入金	-	880,863
未収配当金	-	748,850
未収利息	16	68
流動資産合計	624,406,321	600,479,188
資産合計	624,406,321	600,479,188
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,688,763	824,697
未払解約金	369,150	4,364,568
未払受託者報酬	17,923	16,826
未払委託者報酬	430,143	403,728
その他未払費用	1,187	1,115
流動負債合計	2,507,166	5,610,934
負債合計	2,507,166	5,610,934
純資産の部		
元本等		
元本	844,381,677	824,697,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	222,482,522	229,829,694
(分配準備積立金)	1,136,291	884,659
元本等合計	621,899,155	594,868,254
純資産合計	621,899,155	594,868,254
負債純資産合計	624,406,321	600,479,188

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
営業収益		
受取配当金	3,833,495	3,929,115
受取利息	1,567	7,060
有価証券売買等損益	527,094	5,790,568

	前期		当期	
	自	至	自	至
	2024年	2024年	2024年	2025年
	1月23日	7月22日	7月23日	1月20日
その他収益	-	-	99,076	
営業収益合計	3,307,968		1,755,317	
営業費用				
支払利息	48		-	
受託者報酬	104,149		101,279	
委託者報酬	2,499,558		2,430,589	
その他費用	6,873		6,691	
営業費用合計	2,610,628		2,538,559	
営業利益又は営業損失（ ）	697,340		4,293,876	
経常利益又は経常損失（ ）	697,340		4,293,876	
当期純利益又は当期純損失（ ）	697,340		4,293,876	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	51,039		2,443	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	218,343,501		222,482,522	
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,028,765		6,298,011	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,028,765		6,298,011	
剰余金減少額又は欠損金増加額	654,075		997,387	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	654,075		997,387	
分配金	10,262,090		8,356,363	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	222,482,522		229,829,694	

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年7月23日から2025年1月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年 7月22日現在		当期 2025年 1月20日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	844,381,677口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	824,697,948口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	222,482,522円	元本の欠損	229,829,694円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7365円	1口当たり純資産額	0.7213円
(10,000口当たり純資産額)	(7,365円)	(10,000口当たり純資産額)	(7,213円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日			当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日		
1. 分配金の計算過程 2024年 1月23日から2024年 2月20日まで			1. 分配金の計算過程 2024年 7月23日から2024年 8月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	116,543円	費用控除後の配当等収益額	A	607,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円

収益調整金額	C	83,445,152円
分配準備積立金額	D	1,420,562円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,982,257円
当ファンドの期末残存口数	F	865,023,894口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	982円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,730,047円

2024年 2月21日から2024年 3月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	619,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	81,258,608円
分配準備積立金額	D	1,531,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,409,839円
当ファンドの期末残存口数	F	860,188,554口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	969円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,720,377円

2024年 3月22日から2024年 4月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	176,979円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	79,531,379円
分配準備積立金額	D	2,148,346円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,856,704円
当ファンドの期末残存口数	F	860,071,660口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	951円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,720,143円

2024年 4月23日から2024年 5月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	632,605円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	77,415,273円
分配準備積立金額	D	2,316,147円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	80,364,025円
当ファンドの期末残存口数	F	855,688,145口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	939円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,711,376円

2024年 5月21日から2024年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	185,231円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	75,665,651円
分配準備積立金額	D	2,078,811円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	77,929,693円
当ファンドの期末残存口数	F	845,692,455口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	921円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,691,384円

2024年 6月21日から2024年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	563,662円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	74,704,324円
分配準備積立金額	D	1,417,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,684,996円
当ファンドの期末残存口数	F	844,381,677口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	908円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,688,763円

収益調整金額	C	73,430,706円
分配準備積立金額	D	1,132,000円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	75,169,834円
当ファンドの期末残存口数	F	839,472,166口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	895円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,678,944円

2024年 8月21日から2024年 9月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	511,958円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	72,370,334円
分配準備積立金額	D	895,301円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,777,593円
当ファンドの期末残存口数	F	836,878,570口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	881円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,673,757円

2024年 9月21日から2024年10月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	136,478円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	71,539,546円
分配準備積立金額	D	570,375円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	72,246,399円
当ファンドの期末残存口数	F	836,948,940口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	863円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,673,897円

2024年10月22日から2024年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	259,146円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	69,873,521円
分配準備積立金額	D	706,869円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,839,536円
当ファンドの期末残存口数	F	837,041,279口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	846円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F × H/10,000	1,674,082円

2024年11月21日から2024年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	403,573円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	67,706,279円
分配準備積立金額	D	960,519円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,070,371円
当ファンドの期末残存口数	F	830,986,330口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	831円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F × H/10,000	830,986円

2024年12月21日から2025年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	349,364円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	66,369,383円
分配準備積立金額	D	1,359,992円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,078,739円
当ファンドの期末残存口数	F	824,697,948口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	825円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F × H/10,000	824,697円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024年 7月22日現在	当期 2025年 1月20日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
期首元本額	864,857,840円	期首元本額 844,381,677円
期中追加設定元本額	2,544,959円	期中追加設定元本額 3,876,560円
期中一部解約元本額	23,021,122円	期中一部解約元本額 23,560,289円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	2,780,882	3,912,763
合計	2,780,882	3,912,763

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年1月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラスFC(適格機関投資家専用)	459	2,323,458	
		ノムラ・マッコリー豪州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	4,155	35,911,665	
		野村エマージング債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	2,951	30,064,788	
		ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC(適格機関投資家専用)	6,141	58,787,793	
		フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	1,188	11,989,296	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFC	13,032	108,608,688	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FC	14,457	88,910,550	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FC	7,612	27,875,144	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	5,279	40,173,190	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FC	10,340	94,900,520	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC	4,918	41,237,430	
	NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC	6,057	47,462,652		
	小計	銘柄数: 12 組入時価比率: 98.9%	76,589	588,245,174 100.0%	
合計				588,245,174	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	前期 (2024年 7月22日現在)	当期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	173,206,839	139,361,939
投資信託受益証券	11,022,366,258	10,307,321,239
未収配当金	-	35,698,430
未収利息	405	906

	前期 (2024年 7月22日現在)	当期 (2025年 1月20日現在)
流動資産合計	11,195,573,502	10,482,382,514
資産合計	11,195,573,502	10,482,382,514
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,573,939	25,809,292
未払解約金	14,713,878	4,846,217
未払受託者報酬	324,924	297,824
未払委託者報酬	7,798,185	7,147,769
その他未払費用	21,653	19,846
流動負債合計	49,432,579	38,120,948
負債合計	49,432,579	38,120,948
純資産の部		
元本等		
元本	13,286,969,969	12,904,646,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,140,829,046	2,460,384,667
（分配準備積立金）	658,023,030	715,594,821
元本等合計	11,146,140,923	10,444,261,566
純資産合計	11,146,140,923	10,444,261,566
負債純資産合計	11,195,573,502	10,482,382,514

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
営業収益		
受取配当金	285,148,987	264,730,232
受取利息	38,629	130,722
有価証券売買等損益	751,419,855	458,505,775
その他収益	-	1,778,214
営業収益合計	1,036,607,471	191,866,607
営業費用		
支払利息	1,325	-
受託者報酬	1,838,403	1,741,021
委託者報酬	44,121,627	41,784,542
その他費用	122,498	116,007
営業費用合計	46,083,853	43,641,570
営業利益又は営業損失（ ）	990,523,618	235,508,177
経常利益又は経常損失（ ）	990,523,618	235,508,177
当期純利益又は当期純損失（ ）	990,523,618	235,508,177
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,827,680	1,209,723
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,120,238,091	2,140,829,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	165,851,682	73,665,376
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	165,851,682	73,665,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,059,956	2,211,645
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,059,956	2,211,645
分配金	165,078,619	156,710,898
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,140,829,046	2,460,384,667

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券

2. 費用・収益の計上基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4. その他	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 当該財務諸表の特定期間は、2024年7月23日から2025年1月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2024年7月22日現在	当期 2025年1月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 13,286,969,969口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 12,904,646,233口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 2,140,829,046円	元本の欠損 2,460,384,667円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.8389円	1口当たり純資産額 0.8093円
(10,000口当たり純資産額) (8,389円)	(10,000口当たり純資産額) (8,093円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年1月23日 至 2024年7月22日	当期 自 2024年7月23日 至 2025年1月20日																																																												
1. 分配金の計算過程 2024年1月23日から2024年2月20日まで	1. 分配金の計算過程 2024年7月23日から2024年8月20日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>42,616,669円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,663,751円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>590,776,625円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>680,057,045円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>14,053,483,182口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>483円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>28,106,966円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,616,669円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	46,663,751円	分配準備積立金額	D	590,776,625円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	680,057,045円	当ファンドの期末残存口数	F	14,053,483,182口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	483円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	28,106,966円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>39,985,960円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,191,961円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>654,794,026円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>740,971,947円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,222,583,244口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>26,445,166円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,985,960円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	46,191,961円	分配準備積立金額	D	654,794,026円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	740,971,947円	当ファンドの期末残存口数	F	13,222,583,244口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	560円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,445,166円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	42,616,669円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	46,663,751円																																																											
分配準備積立金額	D	590,776,625円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	680,057,045円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	14,053,483,182口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	483円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	28,106,966円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	39,985,960円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	46,191,961円																																																											
分配準備積立金額	D	654,794,026円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	740,971,947円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,222,583,244口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	560円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,445,166円																																																											
2024年2月21日から2024年3月21日まで	2024年8月21日から2024年9月20日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>43,917,923円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,601,758円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>603,797,417円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>694,317,098円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>14,019,281,945口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>495円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>28,038,563円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	43,917,923円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	46,601,758円	分配準備積立金額	D	603,797,417円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,317,098円	当ファンドの期末残存口数	F	14,019,281,945口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	495円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	28,038,563円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>37,480,257円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,088,011円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>665,657,765円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>749,226,033円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,170,028,448口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>568円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>26,340,056円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	37,480,257円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	46,088,011円	分配準備積立金額	D	665,657,765円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	749,226,033円	当ファンドの期末残存口数	F	13,170,028,448口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	568円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,340,056円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	43,917,923円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	46,601,758円																																																											
分配準備積立金額	D	603,797,417円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,317,098円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	14,019,281,945口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	495円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	28,038,563円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	37,480,257円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	46,088,011円																																																											
分配準備積立金額	D	665,657,765円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	749,226,033円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,170,028,448口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	568円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,340,056円																																																											
2024年3月22日から2024年4月22日まで	2024年9月21日から2024年10月21日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>44,204,247円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>46,440,919円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>616,089,948円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>706,735,114円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,938,748,537口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>507円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>27,877,497円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	44,204,247円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	46,440,919円	分配準備積立金額	D	616,089,948円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	706,735,114円	当ファンドの期末残存口数	F	13,938,748,537口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	507円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	27,877,497円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>41,920,346円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>45,996,122円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>674,279,714円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>762,196,182円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,121,598,127口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>26,243,196円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	41,920,346円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	45,996,122円	分配準備積立金額	D	674,279,714円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	762,196,182円	当ファンドの期末残存口数	F	13,121,598,127口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	580円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,243,196円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	44,204,247円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	46,440,919円																																																											
分配準備積立金額	D	616,089,948円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	706,735,114円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,938,748,537口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	507円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	27,877,497円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	41,920,346円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	45,996,122円																																																											
分配準備積立金額	D	674,279,714円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	762,196,182円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,121,598,127口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	580円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	26,243,196円																																																											
2024年4月23日から2024年5月20日まで	2024年10月22日から2024年11月20日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		収益調整金額	C		分配準備積立金額	D		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D		当ファンドの期末残存口数	F		10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000		10,000口当たり分配金額	H		収益分配金金額	I=F × H/10,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		収益調整金額	C		分配準備積立金額	D		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D		当ファンドの期末残存口数	F		10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000		10,000口当たり分配金額	H		収益分配金金額	I=F × H/10,000	
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																																												
収益調整金額	C																																																												
分配準備積立金額	D																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D																																																												
当ファンドの期末残存口数	F																																																												
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000																																																												
10,000口当たり分配金額	H																																																												
収益分配金金額	I=F × H/10,000																																																												
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																																												
収益調整金額	C																																																												
分配準備積立金額	D																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D																																																												
当ファンドの期末残存口数	F																																																												
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000																																																												
10,000口当たり分配金額	H																																																												
収益分配金金額	I=F × H/10,000																																																												

費用控除後の配当等収益額	A	47,124,321円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,735,930円
分配準備積立金額	D	629,199,568円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	723,059,819円
当ファンドの期末残存口数	F	13,877,304,942口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	521円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	27,754,609円

2024年 5月21日から2024年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,988,794円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,514,109円
分配準備積立金額	D	623,698,880円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	715,201,783円
当ファンドの期末残存口数	F	13,363,522,663口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	535円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	26,727,045円

2024年 6月21日から2024年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	46,288,727円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,297,276円
分配準備積立金額	D	638,308,242円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	730,894,245円
当ファンドの期末残存口数	F	13,286,969,969口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	550円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	26,573,939円

費用控除後の配当等収益額	A	37,814,487円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,638,967円
分配準備積立金額	D	683,689,315円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	767,142,769円
当ファンドの期末残存口数	F	13,001,103,306口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	590円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	26,002,206円

2024年11月21日から2024年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,482,499円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,487,626円
分配準備積立金額	D	691,991,439円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	777,961,564円
当ファンドの期末残存口数	F	12,935,491,096口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	601円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	25,870,982円

2024年12月21日から2025年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,630,725円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	45,562,990円
分配準備積立金額	D	704,773,388円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	786,967,103円
当ファンドの期末残存口数	F	12,904,646,233口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	609円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F×H/10,000	25,809,292円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

<p>前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日</p> <p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日</p> <p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p>前期 2024年 7月22日現在</p> <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>当期 2025年 1月20日現在</p> <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
---	---

2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 同左
--	------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
期首元本額 14,125,702,306円	期首元本額 13,286,969,969円
期中追加設定元本額 50,368,052円	期中追加設定元本額 11,604,427円
期中一部解約元本額 889,100,389円	期中一部解約元本額 393,928,163円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月23日 至 2024年 7月22日	当期 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券	80,506,006	156,401,775
合計	80,506,006	156,401,775

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年1月20日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）	8,503	88,796,829	
		ノムラ・マッコリー豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	56,994	609,550,830	
		野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	35,500	531,577,000	
		ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	72,460	1,000,817,520	
		フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	18,282	202,930,200	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	127,912	1,941,320,424	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FD	137,592	1,592,902,584	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FD	81,211	500,340,971	

		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FD	41,340	711,378,720	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FD	106,614	1,618,933,590	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD	52,091	702,863,863	
		NPEBパン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFD	79,983	805,908,708	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：98.7%	818,482	10,307,321,239	100.0%
	合計			10,307,321,239	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

2025年2月28日現在

資産総額	598,262,611円
負債総額	107,868円
純資産総額（ - ）	598,154,743円
発行済口数	819,832,916口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7296円

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2025年2月28日現在

資産総額	10,229,008,642円
負債総額	4,067,154円
純資産総額（ - ）	10,224,941,488円
発行済口数	12,820,375,835口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7976円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<更新後>

(1) 資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3

月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表に
ついて、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			15		18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	906		595	
器具備品	2	428		350	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産					
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404

未払収益分配金		0	1
未払償還金		57	39
未払手数料		8,409	10,312
関係会社未払金		8,911	1,052
未払費用	1		9,682
未払法人税等			1,024
未払消費税等			500
前受収益			22
賞与引当金			3,635
その他			46
流動負債計			32,414
固定負債			
退職給付引当金			2,940
時効後支払損引当金			595
資産除去債務			1,123
固定負債計			4,659
負債合計			37,074
(純資産の部)			
株主資本			87,419
資本金			17,180
資本剰余金			13,729
資本準備金		11,729	11,729
その他資本剰余金		2,000	2,000
利益剰余金			56,509
利益準備金		685	685
その他利益剰余金		55,823	28,225
別途積立金		24,606	-
繰越利益剰余金		31,217	28,225
評価・換算差額等			229
その他有価証券評価差額金			229
純資産合計			87,648
負債・純資産合計			124,722

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		113,491	124,722
運用受託報酬		18,198	21,188
その他営業収益		331	291
営業収益計		132,021	146,202
営業費用			
支払手数料		38,684	43,258
広告宣伝費		1,187	1,054
公告費		0	0
調査費		29,050	33,107
調査費		6,045	6,797

委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	

関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240

当期末残高	229	229	87,648
-------	-----	-----	--------

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	-----------------------------------

	<p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="687 801 1007 902"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払費用 1,350百万円	未払費用 1,939百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 901百万円	建物 1,214百万円
器具備品 657	器具備品 733
合計 1,559	合計 1,948

損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円
2. 固定資産除却損	2. 固定資産除却損
建物 0百万円	建物 -百万円
器具備品 0	器具備品 0
ソフトウェア 52	ソフトウェア 30
合計 52	合計 31

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
-------	------------	------------	------------	-----------

普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
------	------------	---	---	------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

() 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係

維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-

合計	90,685	-	-	-
----	--------	---	---	---

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
----	----------	--------------	--------------

株式	36	-	5
合計	36	-	5

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	1,696	評価性引当額	1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	171	資産除去債務に対応する除去費用	109
関係会社株式評価益	84	関係会社株式評価益	85
その他有価証券評価差額金	102	その他有価証券評価差額金	146
前払年金費用	481	前払年金費用	581
繰延税金負債合計	840	繰延税金負債合計	922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.8%	その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)	
	前事業年度	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬(注)	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,064百万円	損益計算書上の当期純利益	28,183百万円
普通株式に係る当期純利益	26,064百万円	普通株式に係る当期純利益	28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699

未払法人税等		6,872
未払消費税等	2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

中間損益計算書

		自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	2	6,924
営業外費用	3	285
経常利益		28,282
特別利益	4	23

特別損失	5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	7,460	7,460	7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	36	36	36
当中間期変動額合計	36	36	7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="691 1025 1034 1126"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準	<p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	---

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

中間損益計算書関係

自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	185百万円
無形固定資産	949百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105百万円
雑損	169百万円
4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23百万円
5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13百万円

中間株主資本等変動計算書関係

		自 2024年4月 1日			
		至 2024年9月30日			
1	発行済株式に関する事項				
		株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
		普通株式	5,150,693株	-	-
					当中間会計期間末
					5,150,693株
2	配当に関する事項				
	配当金支払額				
	2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
	・普通株式の配当に関する事項				
	(1) 配当金の総額			28,174百万円	
	(2) 1株当たり配当額			5,470円	
	(3) 基準日			2024年3月31日	
	(4) 効力発生日			2024年6月28日	

金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

() 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類してあります。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類してあります。

有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1．売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載してありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	- -
中間期末残高	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自2024年4月 1日 至2024年9月30日)
委託者報酬	75,439百万円
運用受託報酬	10,634百万円
成功報酬(注)	811百万円
その他営業収益	153百万円
合計	87,039百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示していません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

		自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
1 株当たり純資産額		10,222円13銭
1 株当たり中間純利益		4,021円58銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
	中間純利益	20,713百万円
	普通株主に帰属しない金額	-
	普通株式に係る中間純利益	20,713百万円
	期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2025年1月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2025年1月末現在

3 資本関係

< 訂正前 >

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

< 訂正後 >

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2024年7月23日から2025年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2024年7月23日から2025年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。